

宮崎県漁業共済組合 組合長理事 矢部 廣一

明けましておめでとうございます。

常日頃より、漁業共済(ぎょさい)事業につきましては、温かなご支援とご協力 を賜わり厚く御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症法上の位置付けが「5 類」に移行してから早いもので半年以上が過ぎ、日常生活が戻りつつある中、皆様におかれましては、気持ちも新たに新年をお迎えのことと拝察申し上げます。



さて、平成23年4月からスタートした国の「漁業収入安定対策事業(積立ぷらす)」は、計画的に 資源管理(漁獲)又は漁場改善計画(養殖)に取り組む漁業者を対象として、"ぎょさい制度"の仕組 みを活用して実施されていることは、皆様もご承知のことと存じます。

本県でみますと、積立ぷらすへの漁業者の関心は年を追うごとに深まり、令和 4 年度実績では、漁業者の積立は、件数 498 件・申込額 11 億 8,462 万円にも増大しており、また一方、漁業者への払戻は、件数 314 件・金額 20 億 3,220 万円(漁業者:1、国:3 の割合)で、この 12 年間を通算すると 76 億 5,213 万円の払戻と、15 億 2,693 万円の共済掛金の追加補助(負担軽減)になり、合わせて県下で 91 億 7,906 万円もの国の支援を受けております。

現在、本県では、令和5年度の普及推進目標として契約高を表す「共済金額236億円」を掲げ、引き続き"契約割合の引上げ""補償の厚いてん補方式での加入"を促進し、目標金額の完全達成に向け、残す3ヶ月普及推進活動に邁進いたしますとともに、今後とも行政機関・漁協系統団体との一層の緊密な連携を図りながら、積極的に取り組んでまいる所存でございます。

漁業共済事業は、不漁や災害時などに対して共済金をお支払いすることで、漁業経営の安定に役立っている制度であることは申すまでもありませんが、制度発足から今日まで、全国の漁業者に支払われた共済金は8,407億円に達し、本県では、漁業者が負担された掛金100億円に対して、130億円もの共済金を支払っておりますことこそが、その証でもあることから「ぎょさい」の果たす役割は、一段とその重要性を増してきていることを実感しております。

今後とも、県下の漁業者の方々が安心して漁業経営が続けられるよう、「漁業共済」と「積立ぷらす」 に幅広くご加入してくださることを願っております。

終わりに、皆様のご健勝と航海の安全・大漁を心からご祈念申し上げます。